



労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法（案）等について（報告）

第181回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

法改正を踏まえた法令対応（令和8年4月施行・機械の労働災害防止関係）

- (1) 製造許可のうち設計審査について、厚生労働省令に定める方法により申請を受けた登録設計審査等機関が実施することとし、製造許可申請時に厚生労働省令に定める書類を添付することとされたこと。
⇒厚生労働省令（設計審査・製造許可の申請方法等）（諮問）
(第179回分科会で議論)
- (2) 民間機関が製造時等検査を実施する対象を移動式クレーン・ゴンドラに拡大し、これらを製造、輸入した者は、既に移管されたボイラー、第一種圧力容器と同様、厚生労働省令に定める手続きや実施方法等により登録設計審査等機関の製造時等検査を受けることとされたこと。
⇒厚生労働省令（製造時等検査の対象拡大）（諮問）
(第179回分科会で議論)
- (3) (1)・(2)の業務を行う登録設計審査等機関の規定を設け、厚生労働省令の定める手続き等により、厚生労働省令に定める地域区分で業務を行う登録設計審査等機関の登録・更新や届出等を行うこととされたこと。
⇒厚生労働省令（新設登録機関の登録手続き等）（諮問）
(第179回分科会で議論)

・ 機械等の設計審査の方法（案）等（報告） 今回の分科会で議論

安衛法等一部改正法により、安衛法第47条第3項に基づき、機械等の設計審査等は厚生労働大臣が定める方法に従って行わなければならないとされたことに伴い、機械等の設計審査等の方法について定めるもの。

労働安全衛生法第四十七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める設計審査の方法（案）等の概要（報告）

1. 設計審査の方法（案）等の趣旨

- ボイラー等の一定の機械の検査・検定の方法は、これまで、安衛法上「構造に係る基準に適合する方法」と規定され、通達においてその方法を示していた。
- 安衛法等一部改正法により、登録機関による設計審査・製造時等検査・性能検査・個別検定・型式検定について、製造許可基準のうち構造に係る部分※（構造規格）及び厚生労働大臣が定める方法に従って行わなければならないこととされた。
※ 個別検定及び型式検定は構造規格
- このため、これまで通達で示していた方法等をもとに、構造規格への適合性を含めて厚生労働大臣が定める方法を規定するもの。

2. 設計審査の方法（案）等の概要

（1）設計審査の方法

設計審査（①）の方法について、既存の製造許可（都道府県労働局が実施）の中で設計審査に当たる部分の方法を元に、所要の文言の整理等、必要な修正を加え、設計審査等対象機械等ごとに設計審査の方法を定める。

（2）製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定の方法

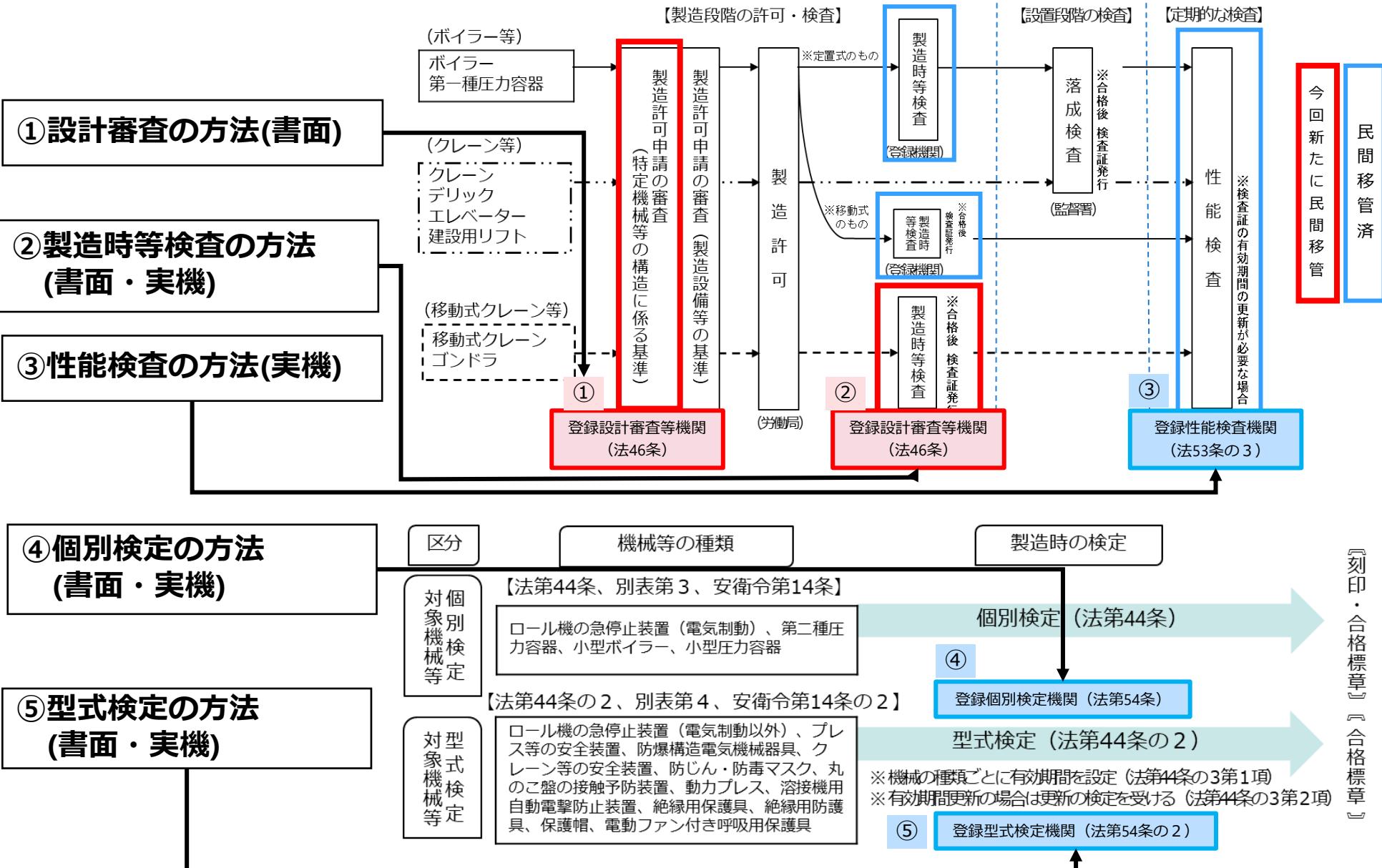
製造時等検査（②）、性能検査（③）、個別検定（④）、型式検定（⑤）の方法について、通達で示していた既存の方法を元に、所要の文言の整理等、必要な修正を加え、検査検定対象機械等ごとに検査等の方法を定める。

3. 適用日等

告示日：令和8年2月（予定）

適用期日：令和8年4月1日

各審査・検査・検定の対象機械等と方法



移動式クレーンの設計審査の方法（案）（例）

概略

- 例えば、移動式クレーンの設計審査の実施に当たり、下表に掲げる項目に応じて、設計審査の方法と適否を判定する際の基準を定める。

項目
構造部分等、機械部分（ブレーキ、ドラム、安全装置、操作部分等）、加工、ワイヤロープ及びつりチェーン等

移動式クレーンの設計審査の方法（案）（抜粋）

審査項目		審査方法	判定基準
1 構造部分等	1.1 材料	使用する材料名を組立図等により確認する。 強度計算に使用する定数を強度計算の基準等により確認する。	移動式クレーン構造規格第1条及び第2条の規定に適合していること。
	1.2 基準等	1.2.1 構造部分の基準 構造部分の基準について、強度計算の基準等により確認する。	移動式クレーン構造規格第2条の2の規定に適合していること。
	1.2.2 許容応力設計法	強度計算に使用する許容応力を強度計算の基準等により確認する。 強度計算に使用する荷重を強度計算の基準等により確認する。 強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を強度計算の基準等により確認する。	許容応力設計法を使用する場合において、移動式クレーン構造規格第3条から第10条までの規定に適合していること。

ゴンドラの製造時等検査、クレーンの性能検査、小型ボイラーの個別検定及び クレーン等の過負荷防止装置の型式検定の方法（案）（例）

概略

- 例えば、ゴンドラの製造時等検査、クレーンの性能検査、小型ボイラーの個別検定及びクレーン等の過負荷防止装置に当たり、下表に掲げる項目に応じて、検査・検定の方法と適否を判定する際の基準を定める。

対象機械等の例と検査・検定	項目
ゴンドラの製造時等検査	書類審査、材料検査、外観検査、動作試験、荷重試験
クレーンの性能検査	外観検査、動作試験、荷重試験
小型ボイラーの個別検定	書類審査、材料検査、外観検査、水圧試験、附属品等
クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の型式検定	書類審査、外観検査、動作試験、実機試験、表示検査

ゴンドラの製造時等検査の方法（案）（抜粋）

検査項目	検査方法	判定基準
1 書類審査	組立図、強度計算書等の書類における構造部分、機械部分等が製造許可条件に適合し、ゴンドラの明細書の記載内容に一致していることを確認する。	製造許可条件及びゴンドラ構造規格第2条から第44条までに適合していること。
2 材料検査	ゴンドラの材料について、構造規格に適合しているかミルシート等により確認する。	ゴンドラ構造規格第1条に適合していること。

クレーンの性能検査の方法（案）（抜粋）

検査項目	検査方法	判定基準
1 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項の確認を行う。 ① 目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により、著しい変形等が生じていないか確認する。	クレーン構造規格第1条第3項及び第13条の規定に適合していること。
	② 目視、ハンマリング、超音波探傷器等により、溶接部分、ボルト穴等を確認する。	クレーン構造規格第50条及び第51条の規定に適合していること。

小型ボイラーの個別検定の方法（案）（抜粋）

検定項目	検定方法	判定基準
1 書類審査	小型ボイラーの設計について、申請書、構造図、強度計算、明細書等に記載している構造、工作方法等が、構造規格に適合したものであるか確認する。	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格第1条から第17条まで、第19条から第22条まで及び第1章第4節の規定に適合していること。
2 材料検査	小型ボイラーの材料について、構造規格に適合しているかミルシート等により確認する。	小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格第1条の規定に適合していること。

クレーン等の過負荷防止装置の型式検定の方法（案）（抜粋）

検定項目	検定方法	判定基準
1 書類審査	構造、機能等について、申請書、構造図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認する。	クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格第1条から第6条までに適合していること。
2 外観検査	書類審査により確認した構造図及び回路図と現品を目視、各部の寸法、電圧等を測定すること等により照合する。	構造図、回路図等と相違がないこと。

〈参考〉

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

今後の製造許可及び検査制度等の在り方(案)④ (設計審査及び製造時等検査を行う機関の適正な業務遂行の担保について)

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料 5 抜粋

検査基準

民間登録機関の公正な事業実施の担保が不可欠である一方、検査・検定の方法は、安衛法上、「構造に係る基準に適合する方法」と規定されている。

特に性能検査では、特定機械等の構造のみならず、落成検査時に検査する特定機械等の設置等の条件も含めて検査しており、他の検査・検定についても、「構造に係る基準」以外に試験の方法や合否判定基準を定めて検査を行っている。このため、

- 検査・検定について、その基準をより明確^注に規定してはどうか。

(注) 検査の方法に従っていなかったとして登録機関を行政処分した事案において、審査請求や行政訴訟が提起された事例（国側勝訴）がある。

行政処分等

- 現行の登録制度と同様に、登録要件に適合しなくなつた場合や義務規定に違反する場合に、登録機関に対して、厚生労働大臣が適合命令や改善命令を実施できることとしてはどうか。
- 現行の登録制度と同様に、欠格事由に該当する、又は上記の命令に違反した等の場合に、登録機関に対して、厚生労働大臣が業務停止や登録取消しを実施できることとしてはどうか。

※ 新規登録、登録の更新、検査員等の選任、監査等の機会を捉えて、登録機関が登録要件に合致し適切な審査や検査を実施できることを厳格に確認するとともに、登録機関の実施義務違反があった場合等には、登録の取消しや業務の一時停止を命じるなど厳重に処分することにより、登録機関の適正な業務遂行を担保する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（機械関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十一 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。）